

令和3年度 第12回倉吉市農業委員会会議議事録

1 開催日時 令和4年3月9日(水) 午後1時30分から午後2時40分

2 開催場所 倉吉交流プラザ 2階 第1研修室

3 出席委員 (24人)
会長 15番 山脇 優 委員

農業委員

2番	高見美幸	委員	3番	船越省吾	委員	5番	吉村年明	委員
6番	藤井由美子	委員	7番	河野正人	委員	9番	鐵本達夫	委員
10番	衣笠健一郎	委員	11番	室山恵美	委員	12番	山下賢一	委員
13番	筏津純一	委員	14番	松本幸男	委員	16番	山田有宏	委員
17番	原田明宏	委員	18番	數馬 豊	委員	19番	美田俊一	委員

農地利用最適化推進委員

西谷美智雄	委員	涌嶋博文	委員	塚根正幸	委員	田倉恭一	委員
山本淑恵	委員	藤原 治	委員	林 修二	委員	小谷義則	委員

4 欠席委員 (3人)
1番 早田博之 委員 8番 福井章人 委員 鳥飼 巧 委員

5 議事日程

第1 開会

第2 会長あいさつ

第3 議事録署名人の決定

第4 連絡・報告事項

第5 議事

議案第68号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第69号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第70号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第71号 非農地・非採草放牧地現況証明申請について

議案第72号 農用地利用集積計画の決定について

議案第73号 倉吉農業振興地域整備計画の変更について

議案第74号 農地法第3条第2項第5号の別段の面積の設定について

議案第75号 農用地利用配分計画について

第6 その他

第7 閉会

6 農業委員会事務局職員

局長	森石 学
主幹	梶本 幸敬
主任	宮本 哲博

7 会議の概要

(1) 開 会

事務局 只今より、令和3年度第12回農業委員会会議を開会いたします。はじめに山協会長にごあいさつをお願いいたします。

(2) 会長あいさつ

会 長 (会長あいさつ)

※ 議長選出

事務局 この後は農業委員会会議規則第3条により、会長が議長となり会議を進行していただきます。よろしくをお願いいたします。

(3) 議事録署名人の決定

議 長 それでは本日の議事録署名人ですが、私の方から指名させていただいてもよろしいでしょうか。

(はいの声)

議 長 それでは指名をさせていただきます。7番 河野委員、9番 鐵本委員に議事録署名人をお願いいたします。

※ 欠席・遅刻届連絡委員の報告

議 長 本日は1番 早田委員、8番 福井委員、鳥飼推進委員が欠席。2番 高見委員、14番 松本委員、18番 數馬委員が遅刻となっております。

(4) 連絡・報告事項

議 長 続きまして(4)連絡報告事項、事務局お願いします。

事務局 令和3年度第12回倉吉市農業委員会会議報告及び予定事項でございます。別紙をご覧ください。(以下事務局説明)

議 長 はい、続いて農家相談会は相談がございませんでした。

(5) 議 事

議 長 続きまして(5)本日の議事について、事務局より説明をお願いします。

事務局 本日の議事についてご説明をさせていただきます。議案第68号 農地法第3条の規定による許可申請でございます。議案の2ページ、3ページのとおり6件の申請でございます。番号1から番号3と番号5は売買、番号4は賃貸借、番号6は贈与による所有権移転でございます。下限面積は備考欄に記載のとおりで許可要件を満たしていると考えております。

議案第69号 農地法第4条の規定による許可申請でございます。議案5ページのとおり1件の申請がございます。第2種農地における植林の申請で、許可根拠は周辺農地に影響なしでございます。

続いて議案第70号 農地法第5条の規定による許可申請でございます。議案7ページから8ページのとおり5件の申請がございます。番号1は〇〇地内

における農業用駐車場の整備でございます。農地区分は農振農用地区域内農地で、許可根拠は農用地利用計画指定用途でございます。番号2は〇〇地内における宅地分譲でございます。申請地は都市計画用途地域の工業地域に指定されておりますので、第3種農地に該当し原則許可でございます。番号3は〇〇地内における資材置場の整備でございます。申請地は都市計画用途地域第1種中高層住居専用地域に指定されておりますので、第3種農地に該当し原則許可でございます。番号4は〇〇〇地内における建売住宅の計画でございます。申請地は管理設道路沿道の区域にありますので農地区分は第3種農地に該当します。原則許可でございます。番号5は〇〇〇〇地内における建売住宅の計画でございます。申請地は都市計画用途地域近隣商業地域に指定されております。第3種農地に該当し原則許可でございます。

議案第71号 非農地・非採草放牧地現況証明申請でございますが10ページのとおりに、1件の申請が出ております。〇〇地内の畑で20年以上の非農地状態が認められるものでございます。

議案第72号 農用地利用集積計画の決定についてでございます。議案の13ページから51ページのとおりに116件の利用権設定の申し出と、52ページから55ページのとおりに所有権移転が4件ございます。

議案第73号 倉吉農業振興地域整備計画の変更については63ページのとおりに1件の除外の協議が出ております。

議案第74号 農地法第3条第2項第5号の別段の面積の設定については73ページのとおりに提案させていただきます。

議案第75号 農用地利用配分計画については80ページから85ページのとおりに8件の協議がございます。以上でございます。

議案第68号 農地法第3条の規定による許可申請について

議 長 それでは1ページに入ります。議案第68号 農地法第3条の規定による許可の申請について委員の皆さまにお諮りいたします。議案に対する質疑を求めます、ありませんか。はい、鐵本委員。

9 番 9番 鐵本です。6番目の分は親族関係でしょうか、それとも関係はないのか。分かりましたら答えて頂けたらと思います。

議 長 はい、事務局。

事務局 6番の所有者と受人の関係は親族ではないんですけど、所有者の〇〇さんという方の親戚が、受人の〇〇〇〇〇〇さんの農業を指導されている方で〇〇さんと言われるんですけど。〇〇さんが今までは実際に〇〇さんの農地を管理されていたんですが、〇〇さんの後継者として〇〇〇さんが受人になっているので贈与を受けるということでございます。

議 長 はい、鐵本委員。

9 番 分かりました。

議 長 その他ございませんか。

(質疑なし)

議 長 ないようでしたら、議案第68号につきまして挙手による採決を求めます。賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、全員賛成でございますので承認といたします。

議案第69号 農地法第4条の規定による許可申請について

議 長 続きまして議案第69号 農地法第4条の規定による許可の申請について皆さんにお諮りいたしますが、本件につきましては本日午前11時より、当番委員であります衣笠委員、林委員、藤井代理、森石局長、宮本主任と私の6名で現地の調査に行っておりますので、代表して衣笠委員より報告をお願いします。

10番 10番 衣笠です。先程のメンバーで現地調査を行いました。特に問題ありませんでしたと報告します。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは議案に対する質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認といたします。

議案第70号 農地法第5条の規定による許可申請について

議 長 続きまして議案第70号 農地法第5条の規定による許可の申請について皆さんにお諮りいたします。本件につきましても先程のメンバーで現地の調査に行っておりますので、代表して同じく衣笠委員より報告をお願いします。

10番 10番 衣笠です。現地調査の結果、特に問題ありませんでしたと報告します。

議 長 はい、ありがとうございました。問題ないということでございました。第5条について質問等がございましたら、はい、鐵本委員。

9番 現地調査表に宅地分譲って載ってますけど、資材置場ですよ。

事務局 はい、現地調査票の4番〇〇〇〇〇〇〇は転用目的、宅地分譲ではなくて正しくは資材置場です。申し訳ございません。

議 長 はい、その他ございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、議案第70号につきまして賛成の農業委員の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、賛成多数でございますので承認といたします。

議案第71号 非農地・非採草放牧地現況証明申請について

議 長 続きまして議案第71号 非農地・非採草放牧地現況証明申請についてお諮り致します。その前に本件につきましても本日11時より同じメンバーで現地調査に行っておりますので、代表して衣笠委員より報告をお願いします。

10番 10番 衣笠です。現地調査の結果特に問題なしということでした。報告いたします。

議 長 はい、只今報告のとおり何ら問題なしということでした。それでは議案に対する質問はありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、賛成の農業委員の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認と致します。

議案第72号 農用地利用集積計画の決定について

議 長 続きまして議案第72号 農用地利用集積計画の決定についてお諮り致します。本日の農用地利用集積計画の各筆明細に該当委員に係る案件がございますので、事務局より全体の説明を受ける前に該当委員に係る案件を先に審議させていただくことにご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 異議なしということでございますので、進行させていただきます。農業委員会等に関する法律第31条の規定により該当委員の退席を求めます。13ページ番号1番から14ページ番号4番までの〇〇〇〇〇〇〇〇は、6番 藤井委員に係る案件でございますので退席を求めます。

(藤井委員 退席)

議 長 それでは藤井委員が退席しましたので、事務局説明をお願いします。

事務局 13ページでございます。申請番号1番、〇〇〇〇〇〇他6筆の田、11,481㎡の賃借権の設定でございます。以下記載のとおりでそのほか14ページの番号4番まで、合計致しまして14筆、28,605㎡の賃借権の設定でございます。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議長 はい、只今藤井委員の案件について説明がございました。それでは質疑を求めます。ございませんか。

(なしの声)

議長 ないようですので、農業委員の方の賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認と致しまして、藤井委員の入場を求めます。

(藤井委員 入場・着席)

議長 藤井委員へ、只今の案件につきましては異議なしということで承認されたので報告いたします。

続きまして14ページ番号5番、15ページ番号6番は、14番 松本委員に係る案件でございますので退席を求めます。

(松本委員 退席)

議長 それでは松本委員が退席しましたので事務局説明をお願いします。

事務局 14ページでございます。申請番号5番、〇〇の1筆の田、1,500㎡の賃借権の設定でございます。以下記載のとおりでそのほか15ページの番号6番まで、合計致しまして2筆、3,831㎡の賃借権の設定でございます。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議長 はい、只今松本委員の案件について説明がございました。皆様のご意見ご質問ございませんか。

(なしの声)

議長 ないようですので、農業委員の方の賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認と致しまして、

○の○○○。所有権を移転する者、○○の○○○○さんでございます。移転する土地は○○の2筆合計7,467㎡の水田で、贈与でございます。関係は○さんの○○になります。

54ページの所有権移転関係でございます。所有権の移転を受ける者、○○の○○○。所有権を移転する者、○○の○○○○さんでございます。移転する土地は○○の1筆1,484㎡の水田で、贈与でございます。○○関係は○さんからみて○になります。

55ページの所有権移転関係でございます。所有権の移転を受ける者、○○の○○○○。所有権を移転する者、○○の○○○○さんでございます。移転する土地は○○の1筆1,978㎡の畑でございます。対価は300,000円、10アールあたりですと151,670円でございます。

利用権設定を受ける者の農業経営の状況につきましては、56ページから60ページ、所有権の移転を受ける者の農業経営の状況につきましては、61ページ記載のとおりでございます。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議 長 はい、只今事務局から説明がございました。議案第72号につきまして、質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、挙手による採決を求めます。賛成の農業委員の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認と致します。

議案第73号 倉吉農業振興地域整備計画の変更について

議 長 続きまして議案第73号 倉吉農業振興地域整備計画の変更について皆さんにお諮りいたします。それでは事務局。

事務局 議案の63ページからでございます。1件の除外の協議を受けております。まず64ページから説明をさせていただきます。除外の理由等につきましては申請者が現住居は手狭となっているため、現住所の近隣で住宅を建築する計画でございます。協議地の概要等は以下に記載のとおりです。関係機関との調整状況は65ページに記載しております。市町村長の考え方につきましては66ページのとおりでございます。67ページ以降に図面等が続いております。それから63ページに戻ります。協議内容を農地区分及び許可基準に当てはめますと、農地区分は農地の広がりがありますので集団農地に該当し第1種農地と判断しております。許可基準は集落接続でございます。農振除外の5要件を満たしておりますし、許可見込み及び転用見込みありということで認められる事案と考えております。以上でございます。

議 長 只今説明がございました議案第73号について質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、議案第73号について賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認いたします。

議案第74号 農地法第3条第2項第5号の別段の面積の設定について

議 長 続きまして、議案第74号 農地法第3条第2項第5号の別段の面積の設定についてお諮りいたします。事務局より説明をしてください。

事務局 農地法第3条第2項第5号の別段の面積の設定についてご説明いたします。議案の73ページからでございますが、農業委員会は毎年下限面積の設定または修正の必要性について審議することとなっております。別段面積の見直しについてでございますが、76ページのほうにまとめておりますし77ページに参考として関係法令を付けております。74ページと75ページの表ですが各地区の経営規模ごとの農家数と遊休農地をまとめたもので、下限面積以下の農家の割合が遊休農地の割合を表しております。

全体の数字なんですが2015年のセンサスが元になっておりまして、本来であれば2020年のセンサスが結果が出ておりますので最新の数値を用いるべきでございますが、別段面積の検討に必要な詳細な数字までは作っていないということでしたので2015年の数字をそのまま使っております。遊休農地等の状況につきましては、昨年農地パトロールの結果を反映した最新の数値を入れております。各地区で微増減ありますが昨年度末の状況からは大きな変化もないので、今年度の別段面積の見直しの検討につきましては73ページになります。変更しない方針で提案をさせていただきます。以上でございます。

議 長 はい、只今議案第74号について説明をいたしました。議案に対する質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、議案第74号について賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認いたします。

議案第75号 農用地利用配分計画について

議 長 続きまして78ページ、議案第75号 農用地利用配分計画につきまして事務局より説明してください。

事務局 はい、80ページでございます。利用配分計画各筆明細につきましては、80ページの番号1番から85ページの番号8番までのとおりでございます。権利設定をする農用地につきましては合計で100筆、147,173㎡の田畑でございます。配分計画を受ける者の農業経営の状況等は、86ページから87ページに記載しております。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により倉吉市長から協議がありましたので、本会の意見を求めるものでございます。以上でございます。

議長 はい、只今議案第75号につきまして事務局より説明がございましたが、皆さまに議案に対する質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議長 ないようですので、只今の議案第75号につきまして賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議長 はい、それでは賛成多数ですので承認とさせていただきます。以上で議事は終了といたします。

(6) その他

議長 続きまして別冊、その他報告・連絡事項をご覧ください。(1)農地法第5条の規定による許可を必要としない届出書について、宮本主任。それから(2)あっせん申出のあった農地及びあっせん委員の選任について、梶本主幹のほうから報告をしてください。

事務局 2ページの農地法第5条の規定による許可を必要としない届出書についてでございます。鳥取県が発注する工事に伴う一時転用でございます。工事用道路、土砂の仮置場として使用するものでございます。転用期間、届出地につきましては以下に記載のとおりです。以上でございます。

あっせん申出のあった農地及びあっせん委員の選任についてということで、今回は5件ありました。1番目から説明させていただきたいと思います。

まず3ページ1番は相談者が〇〇〇〇さんで土地は〇〇の水田でございます。相談内容は、売買となっております。耕作者がありますけれども了解を得てあっせん申出をされています。

続きまして4ページ2番目は〇〇〇〇〇さんで、土地は〇〇の水田となっております。相談内容は売買、賃貸借ということでございます。

5ページ3番目は〇〇〇〇〇さんで土地は〇〇の水田となっております。相談内容は売買でございます。

6ページ4番目は相談者は〇〇〇さんで〇〇〇の水田となっております。相談内容は賃貸借ということでございます。

7ページ5番目は相談者が〇〇〇〇〇さん。相談内容は、〇〇〇〇〇〇周辺で約3反の農地を賃貸借、使用貸借により耕作したい。作付予定として記載のとおり野菜関係となっております。以上、あっせん委員の選任についてよろしくお願ひいたします。

議 長 それではあっせんに出ております事案について、あっせん委員を決めていき
たいと思います。最初に〇〇さん、〇〇〇の方でございます。〇〇に水田があ
りまして、小さいな。〇〇〇〇〇〇〇〇〇が作っておるんですけれども、令和
8年の5月まであるんだけど。どがに、もうよう作らんで、〇〇〇が。

事務局 今、賃貸借は〇〇〇さんと出来ているのでそこは大丈夫なんですけど、売買
のためのあっせんということでご理解をお願いいたします。

議 長 こういう場合は今年はまだ作る予定になつとるか、ええかな。いやこの間、
物件聞いたらね、もう肥も苗も注文しちゃつとるっちゃゆうことが出てきたも
ん。こういう耕作者がいる場合は、了解取って出発せんといけんかな。

事務局 最初にメールで農業委員会のほうに投稿してこられまして、それで〇〇〇さ
んとも了解を得てるということでした。今の会長の話だと当然今年準備して
あるということになると思うので、次の年の売買に向けて探していくのかなと
と思いました。

1 2 番 狭い田んぼなので。一番下の1枚は木が植わってみかんだとかなんだとか成
っております。それで上の2つは〇〇〇〇〇〇〇〇〇が借りとるんですけど、
別に狭いのでいらんっちゃいらんなんですけども。賃貸借でなしに絶対売りたい
ってことだと思うので、以前から言っておられたので。この前ちょっと〇〇〇
以外でも借りる人はあると思うんですけど、どうせ売買でないといけんっちゃ
ゆうことなんで。なかなか難しいと思います。

議 長 なら、あっせん委員は山下さん。1人でいいでしょうか。

1 2 番 なら小谷さんと一緒に、ここも見とるんで。

議 長 ここは〇〇〇〇関係ない所。

1 2 番 山の上、〇〇〇の方。

議 長 わかりました。なら山下さんと小谷さんと。
続きまして〇〇さんの件です。これ〇〇さんが今年の1月まで作つとった〇
〇の。福井さんがおんならんと分かってないか。

事務局 この〇〇の件なんですけど、実は先月も近くで2つありまして福井委員さん
が担当だったです。で、そのすぐ後ぐらいにこのあっせんが出てきましたので、
電話で福井委員さんにお伝えしました。

議 長 それだったら、とりあえず福井さんにしておこう。いいですね。
続きまして〇〇〇〇〇さん、〇〇〇。家が〇〇にあるんですけれども誰も住
んでなくて、〇〇に住んでおりまして。元農業委員の〇〇委員の〇〇〇ですわ。
それで一番右上に書いてある〇〇の〇〇〇、〇〇〇〇㎡っていうのは、これも
〇〇〇の〇〇〇〇〇さん、〇〇が飼料を作っておりました、前は。牛を辞めちゃ

ったもんだからそのまま放置してあるんじゃないかと思います。左の小さいのは河川敷みたいなところ、誰が作っとるかわからん。〇〇の〇〇〇、〇〇〇〇㎡と〇〇〇〇〇の〇〇〇〇㎡、これは稲が作ってあったもんで〇〇の〇〇土地改良区の理事に聞いたら〇〇〇〇さんかな、〇〇の〇〇〇の。〇〇の〇〇〇で作っておるけど、実際は自分が1人でやってるみたいで。それでこの間ちょっと聞いたらもう既に肥も何も注文しちゃうとということなんで、この2枚についてですよ。それを〇〇さんが承知の上でされたのか、誰が持ち主かも知らんで作っとる人がいるのかもしれんし、〇〇さんから誰か作ってもらえんדרろうかって依頼があったでないだろうかって思いがあつて。

結局、この〇〇さんと〇〇の交差点のところにある〇〇さんと〇〇さん、〇〇の〇〇〇〇と全部親が親戚でね。それで〇〇〇〇〇さんが〇〇のほうに行っておられて、私のちょっと先輩ですけども。今誰も家に住んでない、空き家だと。それをきちんとちよつとしてあげんとこのまま置いておくわけにならんと。あっせん委員をとりあえず決めておきたいと思います。松本委員じゃあお願いします。私も一緒に。

14番 はい。

議長 それで〇〇君にちょっと聞いてみないけん。

それから4番目の〇〇〇さんの件ですが、実は私がここは稲刈りをしまして横に3枚に分かれております。手前が〇〇〇〇君、次が〇〇〇〇さん、それから〇〇〇さん。それで県道沿いの〇〇〇〇の前、これは道が狭くてねずっと奥行くのに2メートルもないような道で、コンバインで行ってくるっと回ってここへ入って、トラクターが切れんだ。私に依頼があつてですね、なんとかならんかって。なんとかありませんわってことで、まああんたが作るしかないちよつうことで投げております。去年、一昨年植えてあつたんですけど、ところが稗に負けてちよつと稲はほとんどない。それで稲刈りはとりあえずしてあげるわいって、刈ったけど籾袋が1つ分あるかないか。何とか2袋ぐらい出来た。で、去年はもうようせんけって。この田んぼじゆるいしね、水がいつもあたって。上の〇〇さんって人が、もっと掘ってちゃんとせなつて注意したけどしならんし。去年は1年投げて、草刈りは畦草は、私が下と道路の上と両方作っとるもんですから、草生えたら困るけあんたの責任だから刈れえよつて言つたら刈りましたけれども。〇〇〇の田植組合とか大豆組合に聞いたけれどもこの田んぼだけはよう作らんと。〇〇〇〇にも言つたけど、止めてごしないあのおつたあんとこは行かんと。よう作らんと断つて、あちこち頼んだけど作り手がないということです。それでもあえてあっせん委員付けるとしたら〇〇かな、どうする。作り手がないと思う。松本委員が声聞いてしたらしいけど、どうしましょうか。

14番 その旨、伝えておきましょうか。回り回ってこの方と〇〇のある人が同じ組織の人で私のところに来たので、地域外だったので農業委員会に行つて話したつていう経過があつて。私も見に行つたらちよつとね、という感じがあつて。

議長 それで注意しただ、とにかく夏干せやつて。水抜いて2週間くらい投げておけつて言つたつて聞かんし。一昨年も途中植えてからちよつとして行つたら、もう稗が全面に生えてる。一生懸命入りながら取りよるだが、で見とつたら取

ったらまたそこに埋めよるだな。あんなん、持っていかなまた生えるわいや。今見たら、稲が負けちゃつとるけ、もういっぺん代掻いて苗買ったほうが早いって。苗のないところにまた買ってきて挿して植えよるけども、草に負けちゃうけ、秋になったら。でも刈ってごせって言うけ、刈らないけんわと思って刈ったけど、稲のあるところへ避けていかないけん。無いところの多いだ。そんな状況だったもんで、ちょっとこの田んぼは耕作者が誰もおらんのではないかなという気がしました。そういうことで言うておいて下さい。いろいろ頼んでみたけどだめだったと、はい。あっせん委員はとりあえず松本さんで。

次は〇〇さん、〇〇〇。ここは藤井さんをお願いします。

続きまして（3）農地等のあっせん活動の状況について、まず最初に1番と2番は福井委員か。3番を数馬委員。

18番 地主の方と耕作について草刈り等地主が行って頂くということの同意ができたものですから、私が作るようになりました。

議長 はい、大変いいことだと思います。ありがとうございます。続きまして4番、これは小谷委員のほうですか。

小谷推進委員 推進委員の小谷です。4番について報告いたします。2月は割合雪が多かったので行けなかったんですけど、3月に入ってようやく〇地区のところに案内をして頂いて現地へ行って参りました。〇地区の柿畑辺りから山にくにやくにゃ曲がってですね、相当行くんですけども。行ってみましたら途中までは、田んぼの上ぐらいに行ったところまでは車で上がったんですが、その辺りからはかなり倒木が何カ所もございまして、多分雪やら影響出とったんかもわかりませんが。そこで歩いて行けるところまで行けましたけれども、倒木が多いものですから。今どういう状況になってるかを、一応倉吉市の建設課の方にはなんとかこれを取り除いて欲しいという要望を出しておると。だけどまあいつになるか分からんてな現状だそうです。本当に更にどんどん登って峠みたいのところに行って、現場を見ましたけれどもなかなか人様に勧められるような場所ではないし、まあ現時点ではそんな状況でした。

一方〇〇につきましてもですね、隣の部分でも柿を栽培されておりましてその近くなんですけど、かなりイノシシが出るらしくて柵が周囲に張り巡らされておりました。畑という地目になってるんですけど、柿がそのまま伸び放題で放置してあるような状況の中で5、6本くらいは切っておられましたけれどもかなりまだ残っておると。畑地としては全然使えるものではないと。そういうことがありまして、そういう状況も含めて7日の日にご本人に電話をしまして、現状では大変難しいですよということを申し上げたんですけど。この道の方はなんとか4月に入ったら〇地区の総事で処理するけ、とかいろんな事を言われてましたけれども、総事でできるような内容の道の状況ではありませんので首をかしげたんですが。まあ、大変難しいということだけは言うておきました。以上です。

議長 はい、今ここの写真を見ているんですけど倒木だけでなしに土砂が写ってますね、道路の上に。とても総事ではできんような状態です。かなり今年の雪でね倒木があちこちで見うけられますので。ここに田んぼがあるんですね。

- 小谷推進委員 この倒木のところ、山のすぐ根元のところに田んぼがある。
- 議 長 ため池で水が来とるか。
- 小谷推進委員 ○○川の水の上流です。
- 議 長 廻っとるか。これは市道になるかいな。
- 小谷推進委員 一応市道だって言っていました。
- 議 長 市道なら建設課の管轄ですけね。
- 小谷推進委員 農道っていうよりは山道みたいな感じですけど、市道という位置づけになっとります。
- 議 長 市道は家と家を結ばんと市道にならんだけどな。
- 小谷推進委員 ○○のほうに続いています。
- 議 長 抜けとるかいな、なら市道って言えるかもしれんな。こりゃ災害で出した方が早いな、土砂はな。
- 小谷推進委員 多分それで出しとると思います。
- 議 長 山の落ちたところは災害になるから、とても人力では取れん。わかりました。大変ご苦労さんでございました、ありがとうございます。続きまして吉村委員。
- 5 番 今のところまだ該当者がございません。この場所っていうのがイノシシが出る場所でございます、それからもう1つが、地区に農業をしている人が非常に少なくてなかなかあっせんは難しいということです。以上です。
- 議 長 畑だけちょっとイノシシが出るあっちのほうでしょう。作ってないところが多いからでしょう、草ぼうぼうで。それでは続いて鐵本委員。
- 9 番 はい、9番 鐵本です。あっせん出された○○さんにも会ってそれから○○さんにも会いまして、あっせんが出とるので作られませんかということで田んぼの場所を一緒に見まして、○○さんのところに日を改めて行きまして、○○さんが作ってあげるって言うんですけどいいですかって言ったら、任せようかっていう話になって。お金でなしに米とかで話をしたらどうですかって言ったら、自分のところももう米もないんでそれならその方がいいしなってことで。○○さんにいくらの量がいいのかは双方で話してくださいということで、話して出来上がったんで近々農業委員会のほうに出しますということで、あっせんができました。
- 議 長 はい、ありがとうございます。続きまして7番、衣笠委員。

10番 相談者〇〇さんの田んぼ、〇〇〇となっていますけれども、〇〇の〇〇〇の堤防がありましてそこから下りた所で、現地調査で現場を見に行ったところ草刈りがしてあって、多分野焼きを誰かがされたと思われます。それでここは3枚に分かれているって書いてありますけれども、実際は1畝程度の畑、田んぼが7倍くらいのように見えまして、野焼きもされていて畦には石等がたくさん見受けられましたし、また田んぼの中にも石が出てました。水路に関しましてはこれは本当に水が本当に流れるのかな、というような水路で。いろいろと当たってみました、先日本人さんにはとてもあっせんできるような状態ではありませんということをお報告しました。

議長 〇〇の〇〇に行く道路から〇〇〇の方にこっちから行くと左下にあつて、その下にもう1つ川があつて道路があつてその河川敷がある方でしょう。多分河川敷の田んぼだと思ふ。

10番 はい。

議長 ほとんど石で作つてある、上の田んぼも。いっぺんあそこで整地を頼まれて草刈りをやつたことがあるけど、あれ〇〇さんの田んぼだったかな。昔、草焼きして消防車が来て水かけた所。そしたらがいにな怒つてね消防署に、自分の家の土地なのになんで勝手に焼かれんかつて。そこの下の方でしょう。

10番 堤防近くで。

議長 でしょう、ちょっと難しい。次に藤原委員。

藤原推進委員 推進委員の藤原です。〇〇さんとは話をさせていただきました。既に6反ほど市内であつせんをしとるんですけれどもそのうちまだ4反ほど作つておられんということで、そつちの方から掛かつて下さいということでお願いをしております。また〇〇〇の方にも畑が見つかつたということで話されておりましたんで。〇〇の方でもあればということでこれからもいろいろ話をさせていただきます。以上です。

議長 はい、ありがとうございます。続きまして數馬委員。

18番 報告いたします。結論としては今年は見送るということになりました。詳細は小谷委員の方から説明をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

小谷推進委員 推進委員の小谷です。補足説明をいたします。ご本人も作つていた〇〇〇地区の田んぼが何かの事情でちょっと今年を作るのは止めてほしいということがあつてですね、農業委員会の方にこういう申請をされまして、いろいろ數馬委員とも話すなかで2反程度ありそうだということで、ご本人さんに電話をしました。そしたらちょっと親父と相談してみるということで電話がありましてですね。で、親父さんと相談の結果いろいろお願ひはしたんだけど今年を作るのを止めようかということになつたようでして。相談者ご本人からは、この件につきましては申請を取り下げたいと。で、後ほど農業委員会のほうにそつ

うことで報告しますからということになりまして、結論はなしと。来年以降については改めて相談をさせてもらいたいということでした。以上です。

議 長 はい、それでは10番。これは山下委員ですか。

12番 12番 山下です。この件につきましては先程一番始めに農地の売買のあっせんがありまして、そこを見ていただきました。で、売買どうですかというお話はしたんですけども、買うのはとても買えませんということで。借地ならなんとかって言われるんですけど、借地は先程話したようにだめでしょうし。それで小谷委員と〇〇さんが主になりまして、荒れ地がありましてそこをあっせんしたんですけども、誰々が作っとるのは嫌だとかそういう話がありまして、一応今の段階ではありません。それである昨日ですけど農林課の方から連絡がありまして、〇〇〇の〇〇に近い田んぼが何枚かあるようなのでそこをちょっと聞いてみようかなと思っております。以上です。

議 長 〇〇に近いってどの辺。

12番 水源地のところですか、〇〇の方か。

議 長 〇〇なら、あそこはええとこだ。あの辺ネギ作っとるけな、何軒か。

12番 そこです。

議 長 分かりました。ということでございます。(4)農地利用最適化業務活動日誌の提出について、梶本主幹。

事務局 農地利用最適化業務活動日誌の提出についてということで、提出日を3月15日としておりますので、今年度もあとわずかになっておりますし補助金の関係で金額の方を確定する必要がありますので期限を守って提出していただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

議 長 はい、只今主幹の方からありましたが活動日誌、例えばあっせん等に費やした時間もあると思いますので、そういうのを出していただければ支払いができますので必ず出してください。落ちがないように。それでは(5)その他何か皆さんのほうからありませんか。はい、鐵本委員。

9番 新聞で読んだんですけど、河野委員さんじゃなかったでしょうか、猷穀田担当だって。なんかあの、〇〇でもそういうこと私の地元でもそういうことした方があって〇〇さんって、大変緊張しましたということだったので。河野さん大変だと思いますけど今年が猷穀田の担当だということで、もう今から緊張してってね、ちょっと思ったものでね。

議 長 いいことですね。光栄なことですわ、倉吉市からそういうのに農業委員さんがね。前は〇〇〇さんだったかな、〇〇の。

9番 だいぶん前で、もう10年どころかもっと前ですわ。

議 長 河野さんにぜひとも頑張って頂きたいと思います。よろしくお願ひします。
その他ございませんか。よろしいですか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、本日の農業委員会会議はこれをもちまして閉会といたします。

— 午後2時40分 閉 会 —